

総社市幼稚園保育料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第35号

総社市幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

総社市幼稚園保育料条例（平成17年総社市条例第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
第2条 保育料は、月額 <u>5,000円</u> とする。							第2条 保育料は、月額 <u>5,500円</u> とする。						
第3条 保育料は、隔月徴収する。							第3条 保育料は、隔月徴収する。 <u>ただし、休園20日以上に及ぶときは、徴収しない。</u>						
2 保育料は、次の期日までに園児の保護者が納入しなければならない。ただし、退園児に対する保育料は、保護者がその都度これを納入するものとする。							2 保育料は、次の期日までに園児の保護者が納入しなければならない。ただし、退園児に対する保育料は、保護者がその都度これを納入するものとする。						
月	4月・5月	6月・7月	<u>8月・9月</u>	10月・11月	12月・1月	2月・3月	月	4月・5月	6月・7月	9月	10月・11月	12月・1月	2月・3月
納期	5月末日	7月末日	<u>9月末日</u>	11月末日	1月末日	3月15日	納期	5月末日	7月末日	9月末日	11月末日	1月末日	3月15日
3 略							3 略						

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年度の保育料から適用する。